



日本CSR普及協会 第3回研修セミナー

カーボン・クレジット取引の 現状と課題

2023年1月24日
TMI総合法律事務所
弁護士 北島隆次

カーボン・クレジットとは

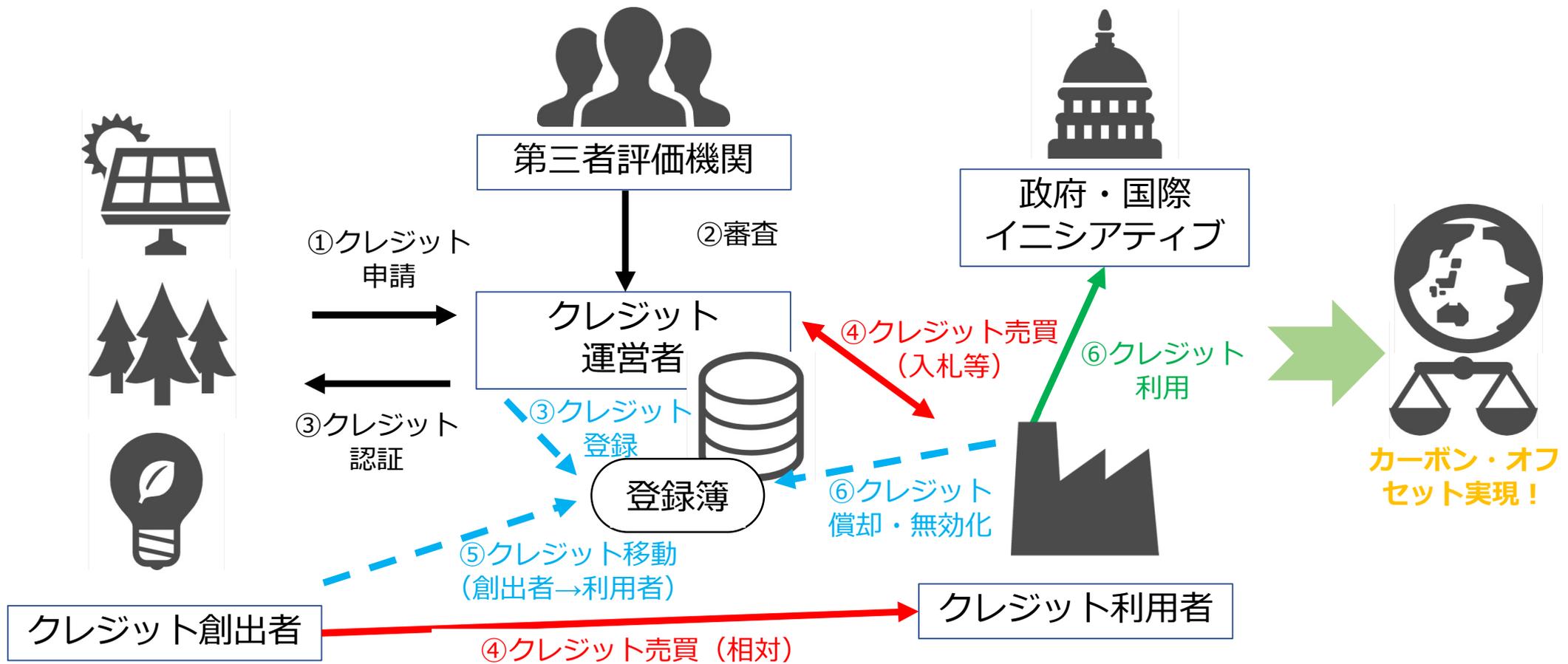
カーボン・クレジットとは、①GHG削減・吸収量を、②一定のルールに基づき定量的な価値を設定して、③取引可能な形態にしたもの
 全世界で、炭素税や排出権取引市場を導入している国・地域は64に上り、世界のGHG（温室効果ガス）排出量の21.5%を占める（世界銀行）

実施主体	代表例	構成比※2 (2020)	伸び率※2 (2019-2020)
国際機関、国家間	CDM（Clean Development Mechanism: クリーン開発メカニズム）	69.5%	2.6%
国・地域 自治体	EU-ETS※1 米CA州ETS J-クレジット	11.5%	24.8%
民間 (ボランタリー・クレジット)	Verra Gold Standard	18.9%	30.4%

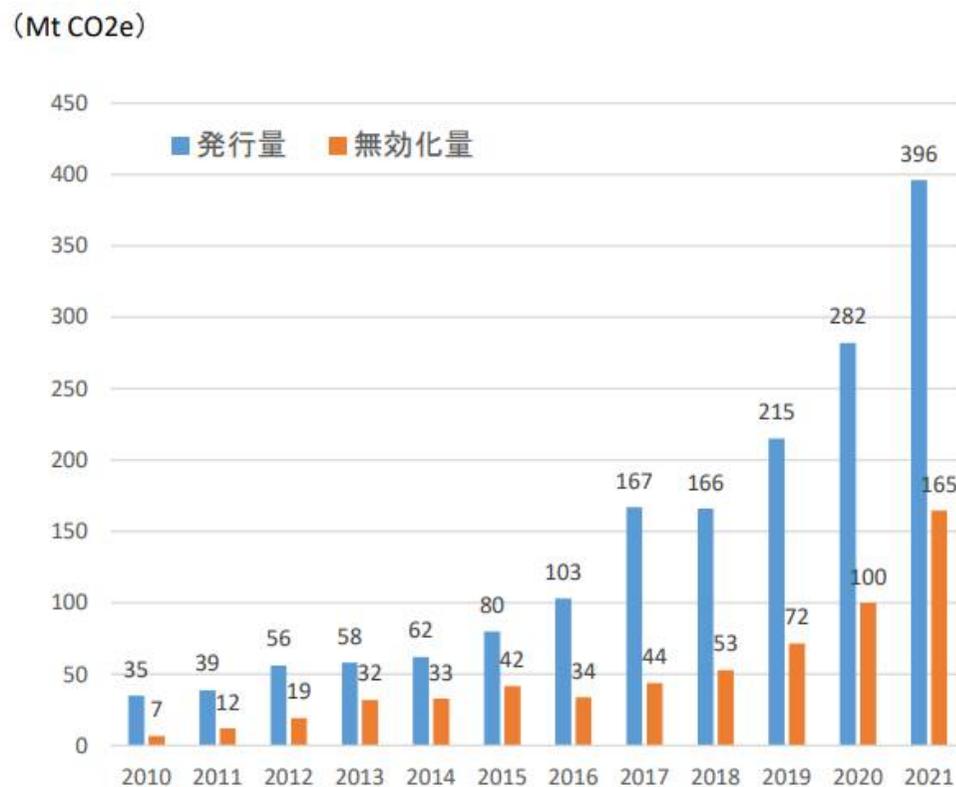
※1: Emissions Trading System（排出権取引制度/市場）

※2: World Bank “State and Trends of Carbon Pricing 2021”（数値は累積クレジット発行ベース）

カーボン・クレジット制度の基本枠組み



カーボン・クレジット発行・無効化量の推移



(注) 集計対象クレジットは、ACR, ART TREES, CAR, CARB, CDM (for credits issued after 2016), City Forest Credits, Climate Forward, Coalition for Rainforest Nations, Eco Registry, GCC, Gold Standard, Plan Vivo, ProClima, VCS

出典：経済産業省「カーボン・クレジット・レポートの概要」

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/004_s04_00.pdf

カーボン・クレジット制度設計における法的留意点①

★カーボン・クレジットがどのような権利（法的性質）が分からない！

⇒法律で保護されないおそれ

例：担保権設定できない
クレジットの二重売買を止められない
差押えできない（かも）

⇒契約書でしっかりルールを決めておく必要

例：誰が当事者か、取引対象となるクレジットの内容・量
クレジットの発行主体、価格・取引コスト
支払方法（時期）とクレジットの移転
その他（損害賠償、準拠法、裁判管轄）

カーボン・クレジット制度設計における法的留意点②

【カーボン・クレジット取引そのものへの批判】

- ①本当に削減・吸収されているのか？
- ②発行されたクレジットがどのような活動に基づくものか不透明
- ③実は排出量削減に貢献していない
- ④削減へのモチベーション低下
- ⑤法制度の裏付けなし

【制度運営上の問題点】

- ①高コスト
- ②クレジット取得までの手続きが煩雑
- ③各制度の互換性がない
- ④日本法に適用するクレジット制度がごくわずか
- ⑤詐欺的取引
- ⑥クレジットの価格変動のボラティリティ

カーボン・クレジット制度への期待

- ・ 森に新しい価値が付与
- ・ 権利移転が容易
- ・ クレジットを買いたいプレイヤーがなくなることがない

⇒例えば、都市から地方への富の移転が期待
クレジット制度による森への資金流入増が林業の活性化に貢献
林業という「60年投資」をどう実現させるか

講師紹介



北島隆次 <https://www.tmi.gr.jp/people/t-kitajima.html>
TMI総合法律事務所 パートナー弁護士
SDG企業戦略フォーラム事務局長
国連大学SDG大学連携プラットフォーム事務局長



1994年 東京大学教養学部卒業
1994～2000年 レンゴー(株)
2000～2008年 監査法人系コンサルティングファーム
2010年 東京大学法科大学院修了、40歳で弁護士登録
2013年 TMI総合法律事務所入所（現職）

専門は環境法を中心とした企業法務、ESG/SDGs、カーボンプレジット、スタートアップ、危機管理。実務・現場経験が豊富。
ISO14001審査員（～2012）、サステナビリティ情報審査人（～2008）、環境省委員等を歴任。テレビ出演・講演・執筆多数。

TMI総合法律事務所紹介



設立1990年
弁護士523名
弁理士88名
外国弁護士41名
国内6拠点
海外18拠点

